

令和5年度  
第1回高松市農業委員会定例総会  
議 事 録

令和5年4月11日開会

高松市農業委員会



令和5年度第1回高松市農業委員会定例総会議事録

開催日時 令和5年4月11日（火）午後2時開会

開催場所 高松市防災合同庁舎 301会議室

出席委員 21人（委員総数23人 但し、議席番号6番、23番は欠番）

- 1番 三笠 輝彦（会長）
- 2番 真鍋 俊二
- 3番 佐竹 博巳
- 4番 佃 俊子
- 5番 太田 政美
- 7番 瀧本 繁樹
- 8番 森口 憲司
- 9番 三好 義光（会長職務代理者第2）
- 10番 赤松 貞廣
- 11番 谷口 勝幸
- 12番 真鍋 芳治
- 14番 冨本 正樹（会長職務代理者第1）
- 15番 河田 薫
- 16番 藤澤 鶴夫
- 17番 河野 光明
- 18番 原田 和幸
- 19番 森 吉朝
- 20番 谷上 諭
- 21番 宮武 正明
- 24番 古川 浩平
- 25番 白井 一美

欠席委員 2人

- 13番 佃 光廣
- 22番 橋田 行子

農業委員会事務局出席者

- 事務局 長
- 兼農政課 長 山上 浩平
- 農政課 長補佐 森 亮介
- 農地係 長 森 明雄
- 農政管理係 長 浮田 政宏
- 副主 幹 古免 範彰
- 副主 幹 田山 元太
- 主 事 溝渕 勝久
- 主任主 事 多田 利浩

## 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について  
イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
（一般議案）
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
（特別議案）
- 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
（一般議案）
- 議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について  
（一般議案）
- 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第9号 非農地証明願について
- 議案第10号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による  
開発計画に対する意見について
- 議案第11号 農用地利用集積等促進計画（案）について
- 議案第12号 農地中間管理権の設定に係る契約等の解除について
- 報 告 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について

**議 長(会長)** ただ今から令和5年度第1回高松市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の出席委員は23人中21人で、定例総会は成立しております。

欠席委員は、13番佃 光廣委員、22番橋田 行子委員の2名です。

それではまず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がありませんので、議事録署名委員は14番富本委員及び24番古川委員の両名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**多田主任主事** 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申し上げます。

議案書1ページを御覧ください。

1番は、賃借人が労力不足のため、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

2番は、第3者が転用するため、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。転用の内容は、5条許可申請所有権7番のとおりです。

3番は、賃借人の労力不足のため、強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

4番、5番、6番も、賃借人の労力不足のため、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申し上げます。

議案書2ページを御覧ください。

1番、2番、3番は、借人の労力不足のため、強化促進法による貸借について返還を受けたものです。返還条件はありません。

4番は、香川県農地機構を介した貸借に変更するため、強化促進法による貸借について返還したもので、返還条件はありません。

5番、6番は、香川県農地機構を介した貸借について、河川改修のため大半が収用され、残地となった申請地を返還するものです。返還条件はありません。

7番は、農地法第3条許可を得て借り入れていた申請地を返還するもので、以後、地権者が畑として利用するものです。返還条件はありません。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について6件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について7件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないよう

でありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長** 御異議がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**古免副主幹** 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書3ページを御覧ください。

1番は、非農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、家族が増え、手狭となり、住宅を建てた際に物干しスペースに利用したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和47年ごろに造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が415.31平方メートルあります。

2番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、近隣でレストランを営む個人から、来客用駐車場が不足しているため、借地依頼があったもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は令和元年に造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、農家の住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、現在居住している母所有の住宅が老朽化しているものの、成年後見人との関係から、改装や補修が容易にできないため、新たに建築するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、発電出力249.9キロワット、パネル一枚の面積約2.58平方メートルを428枚、15基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、労働力不足のため、農地の管理が困難となり、将来の安定した収入を得るため太陽光発電を計画したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、令和4年8月1日付けで経済産業省の再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もで

きており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条許可申請所有権20番に関連しています。

5番も、発電出力49.5キロワット、パネル一枚の面積約2.58平方メートルを296枚、7基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、労働力不足のため、農地の管理が困難となり将来の安定した収入を得るため太陽光発電を計画したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、平成30年5月9日に経済産業省の再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第3条第1項の規定による許可の取消願2番に関連しています。

6番も、発電出力38キロワット、パネル一枚の面積約2.58平方メートルを112枚、4基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、労働力不足のため、農地の管理が困難となり将来の安定した収入を得るため太陽光発電を計画したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、平成30年2月21日に経済産業省の再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について6件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**田山副主幹** 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について御説明申しあげます。

議案書4ページを御覧ください。

1番は、平成9年3月27日付けで使用貸借権による権利の設定により、分家住宅用地として転用許可を受けていましたが、転用計画の廃止により許可の取消願があったものです。

取消後は、所有者が農地として利用するものです。

以上、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について1件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願については受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長** 御異議がないようでありますので、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願については受理することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**田山副主幹** 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書5ページを御覧ください。

1番は、令和4年11月30日付けで、貸事務所・倉庫・作業場、露天資材置場用地として転用許可を受けていましたが、転用区域に囲まれている農地の小作解除ができ、一体利用することが可能となったことから、転用区域を拡張しようと、許可後の事業計画変更申請をしたものです。

工事期間の変更はありません。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権の19番に関連しています。

2番は、令和2年12月7日付けで、鉄及びステンレスの溶接加工業等を営む法人が、工場拡張用地として転用許可を受けていましたが、近年、大型製品の受注が急増し、当初の工場規模では製造する製品サイズに限界があるため、工場規模の拡大及びその製品を保管する倉庫が必要となり、許可後の事業計画変更申請をするものです。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について2件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長** 御異議がないようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

現地調査の概要を富本委員から報告をお願いいたします。

**富本委員** 現地調査委員の富本です。



今回の特別現地調査委員は、古川委員と私の2名で、本日、午前中に現地調査を実施しました。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案は、所有権が3件となっています。うち、1番、3番につきましては、香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査を実施しています。

内容につきましては、古川委員から報告申し上げます。

**古川委員** 現地調査委員の古川です。

別紙の5条特別議案書を御覧ください。

1番は、高松市立木太小学校北東120メートルに在り、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、申請地は東側及び南側が市道に面しており、交通の利便性が良く、周辺は、教育・医療施設が整備され、住宅団地、共同住宅により宅地化も進み、住環境の優れた地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

2番は、高松市立古高松小学校北東600メートルに在り、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、申請地は西側が市道に面し、幹線道路へのアクセス及び交通の利便性が良く、周辺は、教育・商業施設が整備され、住宅団地・共同住宅等により宅地化が進み、住環境の優れた地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

農地法第18条6項の規定による通知2番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

3番は、高松市立屋島東小学校南140メートルに在り、土木建築業を営む法人の役員が、受注工事の増加に伴い、利用している資材置場が手狭となったことから、経営法人への新たな露天貸資材置場として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、申請地は東側が県道に面し、交通の利便性が良く、大型車両の利用も可能で、既存資材置場に近く、事業効率の良い位置にあることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案所有権3件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**田山副主幹** 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案のうち、まず、所有権移転の案件について御説明申しあげます。

議案書6ページを御覧ください。

1番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が128.21平方メートルあります。

2番の転用者は、借家住まいですが、子の成長に伴い、手狭となったことから、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が市道に接し、周辺は商業施設が整備され、分譲住宅等で宅地化の進んだ地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が4.00平方メートルあります。

3番は、土木建築工事業を営む法人が、事務所の敷地拡張用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、既存事務所敷地用地の拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和51年に造成済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接農

地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が 762.00 平方メートルあります。

4 番は、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が県道に接し、周辺は、分譲住宅等で宅地化の進んだ地域で、教育・商業施設も整備され、入居需要が十分見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで被害防除措置も適切であると考えます。

5 番は、不動産賃貸業を営む法人が、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第 3 種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が 489.57 平方メートルあります。

議案書 7 ページを御覧ください。

9 番の転用者は、現在県外に住んでおりますが、帰郷することになったため、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第 3 種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

10 番の転用者は、両親と同居していますが、子の成長に伴い住居が手狭となったことから、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第 3 種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

11 番は、土木建築工事業を営む法人が、施設敷地内での従業員用の駐車場が手狭であることから、新たな露天駐車場用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が県道に接し、既存の事務所と隣接しており、利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

12 番は、電気工事業を営む法人が、事業拡大に伴い、既存の車両置場が不足しているため、新たな露天車両置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

13番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に接し、県道にも近く、周辺は教育・商業施設が整備され、分譲住宅等で宅地化の進んだ地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が24.97平方メートルあります。

議案書8ページを御覧ください。

14番の転用者は、保険代理業を営む会社の役員で、事業拡大に伴い、新たな店舗兼事務所が必要となったことから、貸店舗兼事務所用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に接し、県道にも近く、交通の利便性が良いため、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が226.76平方メートルあります。

なお、本来であれば使用する法人が転用者となるべきところですが、法人の資金面等の関係から役員個人が取得し法人へ貸し付けるものです。

15番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が648.98平方メートルあります。

16番は、機械及び自動車の製作、販売、リース、修理、検査並びに建設用重機講習業を営む法人が、講習受講者が増加し、既存の駐車場が手狭となっていることから、露天駐車場用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に接し、既存の事業所と隣接しており、利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

17番は、非農家の自己住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成8年に建築済みですが追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が263.00平方メートルあります。

18番の転用者は、現在、借家住まいですが、生活様式の変化により、住居が手狭となったことから、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に接し、周辺は商業施設が整備され、分譲住宅等で宅地化の進んだ地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

19番は、不動産業を営む法人が、露天資材置場拡張用地として、転用申請をするものです。

立地基準については第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既に許可されている露天資材置場用地の拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路等が13,184.79平方メートルあります。

農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請1番関連しております。

20番は、利用敷地の境界が現状と異なっていることが分かり、今回、現状と合わせるため、太陽光発電設備の敷地拡張用地として、転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、既存太陽光発電施設用地の拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第4条第1項の規定による許可申請4番に関連しております。

21番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が1,099.00平方メートルあります。

22番は、転用事業者と土地購入者が売買契約を締結し、一定期間内、おおむね3カ月以内

に転用事業者又は転用事業者が指定する建設業者と建築請負契約を締結する特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に接し、周辺は、分譲住宅、共同住宅により宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申し上げます。

議案書9ページを御覧ください。

1番は、石油製品及びプロパンガス販売業を営む法人が、事業拡大に伴い、営業車や来客者用の駐車場が不足しており、新たな露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、露天駐車場拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、令和4年に造成済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が1,340.31平方メートルあります。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申し上げます。

議案書10ページを御覧ください。

1番の転用者は、現在、借家住まいですが、子の成長に伴い、手狭となるため、義理の祖母所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。排水管の埋設について、農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借1番に関連しています。

2番の転用者は、建設業を営む個人が、露天資材置場拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和60年に造成済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が546.85平方メートルあります。

3番の転用者は、現在、借家住まいですが、子の成長に伴い、手狭となるため、母所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が進入路を介し市道に接し、実家に隣接し、親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

4番の転用者は、現在、借家住まいですが、家財等が増え、手狭であり、母所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に接し、実家に隣接し、親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、石材加工販売業を営む法人が、業務拡大により、資材置場が必要となったことから、露天資材置場用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が県道に接し自宅にも隣接しており、利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成24年に造成済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が1.35平方メートルあります。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権19件、賃借権2件、使用貸借5件、計26件について、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**多田主任主事** 議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について御説明申しあげます。

議案書11ページを御覧ください。

1番は、本年3月に、夫1名が譲受人として農地法第3条第1項の規定による許可を受けていましたが、譲受人を夫婦2名とするため、取消願が提出されたもので、新たに農地法第3条第1項の規定による許可申請、所有権10番が同時に提出されております。

2番は、平成30年10月23日付けで、配水管を埋設し、上部を農地利用するため、農地法第3条第1項の規定による許可を受けていましたが、当該地が転用対象となったため取り消すもので、転用内容は、農地法第4条第1項の規定による許可申請5番のとおりです。

以上2件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願については受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願については受理することに決定いたしました。

次に、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

**多田主任主事** 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、まず、所有権移転について御説明申しあげます。

議案書12ページを御覧ください。

1番は、所有者の労力不足により、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は、水稻を作付けするものです。

昨年の第208回国会において成立し、本年4月1日より施行された「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」により依然存置された審査基準、「全部効率利用要件」・「農作業常時従事要件」・「地域との調和要件」は全て満たしています。

2番以下の案件につきましては、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番は、高松市道の新設により収用残地となった農地を、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は、野菜を栽培するものです。

3番は、県外在住の農地所有者が農業経営を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得し、野菜を栽培するものです。

4番は、相続により共有物件となっていた申請地の持分2分の1を、共有相手である譲受人が取得し、水稻を作付けするものです。

5番は、所有者の労力不足から、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後、かんきつ類を栽培するものです。

6番は、所有者が農業廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得し、野菜を栽培するものです。



7番は、所有者の労力不足により、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後はジャガイモ等、野菜を栽培するものです。

8番は、所有者が農業廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得し、水稻を栽培するものです。

9番は、所有者の農業廃止により、経営規模の拡大を希望する、既に分家独立している譲受人が取得、受贈するもので、取得後は水稻を栽培するものです。

次のページを御覧ください。

10番は、所有者が高齢により経営縮小することから、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後はかんきつ類等を栽培するものです。農地法第3条許可所有権取消願1番と関連しております。

11番は、所有者の労力不足から、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は水稻を栽培するものです。

12番は、隣接地の転用申請に際して、区画整形のため交換するもので、取得後は、所有農地と併せ、サツマイモ等野菜を栽培するものです。

13番は、県外在住の農地所有者が農業経営を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得し、水稻を栽培するものです。

14番は、所有者の労力不足から、経営規模の拡大を希望する農地所有適格法人が取得するもので、取得後は、ハウレンソウ等野菜を栽培するものです。

農地所有適格法人の法人形態要件、議決権要件、事業要件、役員要件は、満たしています。

15番は、県外在住の農地所有者が農業経営を廃止することから、経営規模の拡大を希望する親族である譲受人が取得し、野菜を栽培するものです。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、使用貸借について御説明申し上げます。

14ページを御覧ください。

1番は、住宅建築を予定している借人が排水管を申請地に埋設するため、親族から使用貸借により借り受けるものです。転用の内容については、農地法第5条第1項許可申請使用貸借1番のとおりです。

以上、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転15件、使用貸借1件御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第9号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**古免副主幹** 議案第9号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書15ページを御覧ください。

1番、3番、4番は、平成5年、昭和47年、平成14年ごろから20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地証明事務処理要領「耕作不相当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

2番は、昭和55年ごろから、農業用の水路として利用しており、非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設、納屋、農道、水路等の用に供する場合」に該当するものです。

以上、議案第9号 非農地証明願について4件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第9号 非農地証明願については非農地相当として証明することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第9号 非農地証明願については非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第10号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**溝渚主任主事** 議案第10号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見について御説明申しあげます。

資料1の2ページを御覧ください。令和5年2月20日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会がありました

これは3ページのとおり、同年2月16日付けで香川県知事宛に、協議者から土地開発行為協議書が提出されたことによるものです。

4ページの位置図を御覧ください。

申請地は、西春日町の山林、合計面積0.7733haです。

土地開発行為の目的は、太陽光発電設備を設置するもので、期間3か月で、切土量約582立法メートルを計画しております。

ページを戻っていただいて、3ページを御覧ください。開発計画の内容は同ページ下段に記載のとおりで、防災施設関係として水路工・法面緑化工・沈砂池の施工を計画しているものです。

5ページには、土地利用計画図を付しています。

令和5年2月24日金曜日に、地区担当委員及び事務局職員で現地確認した結果、開発区域内

及び下流域に農地並びに農業用施設があることを確認しました。

開発区域内の農地に関しては、地区部会で協議した結果、高松市長には、下段、番号5の案のとおり、「鶴尾・太田地区を担当する農業委員及び農地利用最適化推進委員の4名から、下流域周辺の農地、農業用施設及び農作物に支障を及ぼすことが懸念されるとして、開発行為について反対の意見があることから、地元の今井出水水利組合及び土地改良区の開発に係る同意がなければ、農業委員会としては合意をしかねます。」と回答したいと考えております。

以上、議案第10号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見について1件、御審議をいただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第10号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見については、原案のとおり意見決定し、回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第10号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見については、原案のとおり意見決定し、回答することに決定いたしました。

次に、議案第11号 農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**浮田農政管理係長** 議案第11号 農用地利用集積等促進計画(案)について御説明申しあげます。

資料2を御覧ください。

4月3日付けで、高松市長から農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画についての意見伺いが提出されております。

まず、「農用地利用集積等促進計画」について簡単に説明させていただきます。

これまで農地の利用権設定は、市が作成する「農用地利用集積計画」によって、農地の所有者と耕作者が直接貸し借りをを行うか、又は「農用地利用集積計画」により農地機構が所有者から農地を借り上げ、その後「農用地利用配分計画」で農地機構から耕作者に農地を貸し付けておりました。

令和5年4月1日から、改正基盤強化法、改正中間管理法が施行されたことに伴い、これまでの「集積計画」と「配分計画」は「農用地利用集積等促進計画」に統合され、2年後の令和7年4月1日からは農地の利用権設定は農地機構を介した貸借だけとなり、機構を介さない直接の貸し借りをを行う場合は農地法第3条の許可を要することになります。

なお、令和5年4月1日から向こう2年間は制度の移行期間とされており、集積計画による利用権設定はこれまでどおり行えます。また農地機構が貸し付ける「配分計画」は、今回の「農用地利用集積等促進計画」に名称を変えてこれまでと同様に実施します。以上が制度の概要です。

資料の記載内容は、今年の1月に貸借の申出があり、3月31日付けで農用地利用集積計画の公

告した農地の内、農地中間管理事業を利用しているもので、現在、香川県農地機構が中間管理権を取得した状態となっているものです。これを同機構から受け手に利用権を設定するため、香川県の農用地利用集積等促進計画の認可を受けるに当たり、高松市長から農業委員会に意見伺いが提出されているものです。

1 ページが件数と面積の集計表です。第1地区から第7地区に分けて集計しております。

申出件数は、合計で243件、筆数635筆、面積647,829.15平方メートルとなっております。

なお、この表の右肩にあるとおり、香川県の認可公告は5月31日が予定されております。

2 ページから32ページまでは、これらの明細書となっており、表の左から、農地の所有者、所在、機構が借り上げるために設定した権利、機構からの貸付先、貸し付ける際に設定する権利となっています。

以上、議案第11号 農用地利用集積等促進計画（案）について、御審議いただきますようお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第11号については異議のない旨回答することに御異議ありませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者あり）

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第11号については異議のない旨回答することに決定いたしました。

**議 長** 議案第12号、農地中間管理権の設定に係る契約等の解除についてを議案とします。事務局の説明を求めます。

**浮田農政管理係長** 議案第12号、農地中間管理権の設定に係る契約等の解除について御説明申しあげます。資料3を御覧ください。

対象農地については、平成28年に香川県農地機構が中間管理権を取得し、担い手に貸し付けていましたが、農地を借り受けていた担い手が、令和3年に病気のため経営規模を縮小したことから、その担い手と香川県農地機構との間で合意解約が成立しています。

その後、香川県農地機構において、新たな借受人を探索するとともに、適宜、保全管理作業を行っておりましたが、2年が経過しても新たな借受人が見つからず、地域の担い手の状況を踏まえると今後も貸付を行うことが困難と判断し、農地中間管理事業の推進に関する法律第20条の規定に基づく契約解除について、香川県農地機構が県知事へ承認申請を行うにあたり、本市農業委員会の意見を求められているものです。

なお、この契約の解除については農地所有者の了解も得ており、解除された農地については、今後は所有者において管理を行う予定であると伺っております。

また、農地所有者が平成28年度に受け取った「農地集積協力金」については、この解除が所有者の責に帰さないものなので、交付金の返還は発生いたしません。

資料の2ページを御覧ください。農地機構への回答案としては「当該農地については、本市における担い手の確保状況など総合的な観点から、今後とも、担い手に利用権を設定することは困難であり、契約を解除することはやむを得ないものと判断する。」としております。

以上、議案第12号、農地中間管理権の設定に係る契約等の解除について、御審議いただきますようお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第12号については、原案のとおり回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第12号については原案のとおり回答することに決定いたしました。

続きまして、報告案件に移ります。

農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について、事務局の報告を求めます。

**森農地係長** 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について御報告申しあげます。資料4を御覧ください。

期間としましては、令和5年3月7日から同年4月6日分までであります。

まず、許可件数ですが、2月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が15件、3月議決分といたしまして4条が10件、5条が39件、合計で4条が10件、5条が54件です。

許可保留件数につきましては、2月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が2件、3月議決分といたしまして4条が0件、5条が14件、合計で4条が0件、5条が16件です。

取下につきましては、ありませんでした。

次に、許可保留の内容について御説明申しあげます。

2ページを御覧ください。

5条関係で、令和4年1月議決分の25番が開発許可未了により、許可保留となっております。また、令和5年1月議決分の賃借権1番が、開発許可・道路工事承認未了により許可保留となっております。

4ページを御覧ください。

5条関係の3月議決分の所有権2番、7番、9番、10番、15番から17番まで、次の5ページの19番から22番まで、24番、25番、32番が、表の右端保留理由欄に記載のあるとおり、開発許可・法定外公共物占用・道路工事承認未了により許可保留となっております。

以上で今月の許可状況についての報告を終了します。

**議 長** ただ今の報告に対して御質問等はありませんか。——御発言がないようでありますので、以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで令和5年度第1回高松市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後4時10分 閉会